

免税軽油について学んでみませんか？ 勉強会開催します。

昨年より燃料の高騰が続き、軽油を使う農業機械をご使用の組合員の方々にも大きな影響が出ていると思います。

この機会に農業機械に欠かせない**軽油の免税制度（免税軽油）**について学んでおきませんか？

下記の日程で勉強会を開催いたしますので、参加される方につきましては**参加予約のご連絡**をお待ちしております。

◆**免税軽油とは**…軽油取引税は農林業など一定の条件下で軽油を使用する場合、所定の申請手続きにより免除される制度です。1 Lにつき32.1円の軽油取引税が免除されます。

【日時】 令和4年3月15日(火) = 午前の部 = 午前10時～
= 午後の部 = 午後1時～

【場所】 JA成田市経済センター 2階会議室（成田市宝田912-1）

【予約・お問合せ先】 NACS酒々井 TEL.043(496)2036 受付時間 平日9:00～17:00

【内容】 免税軽油の申請、管理の仕方について

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、各部ともに先着20名程度とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止になる場合がありますので御理解下さい。

免税軽油手続きフロー図

